

制定 平成18年12月20日  
最近改正 令和元年9月30日

## 横浜市グリーン電力調達検討委員会要綱

### (設置)

第1条 横浜市グリーン電力調達実施要綱第5条第2項の規定に基づき、検討委員会について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 小売電気事業者の評価に関すること
- (2) 電力需給契約における契約資格に関すること
- (3) 本要綱及び横浜市グリーン電力調達実施要綱の改定、改正及び廃止に関すること
- (4) その他検討委員会において特に検討を必要と認める事項

### (委員会の構成)

第3条 委員会は次の委員長及び委員で構成する。

委員長	環境創造局環境保全部環境エネルギー課長
委員	温暖化対策統括本部企画調整部調整課企画担当課長
	経済局中央卸売市場本場運営調整課長
	環境創造局下水道施設部下水道施設管理課長
	資源循環局適正処理計画部施設課長
	建築局公共建築部保全推進課保全管理担当課長
	港湾局建設保全部保全管理課長
	水道局浄水部設備課長
教育委員会事務局施設部教育施設課担当課長	

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員会に諮って臨時委員を置くことができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指定した者がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員長、委員及び臨時委員の半数以上の出席で成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員及び臨時委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合、委員会の成立及び議事の可否の決定については、本条第2項及び第3項の規定を準用する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、各委員の代理人等、関係者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

この要綱は、平成21年11月25日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年10月17日から施行する。

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。